

1. 日 時 平成26年2月5日(水) 9時57分開会  
11時32分閉会
2. 場 所 第2委員会室
3. 出席委員 野畑直委員長, 松元薫久副委員長, 石澤委員, 竹原委員,  
濱崎委員, 大田委員, 鳥飼委員, 中面委員
4. 事務局職員 議事係 寺地 英兼
5. 説明員 ・生きがい対策課  
課長 堂之下 浩子 主 事 四郎園 佳那
6. 会議に付した事件
- ・所管調査事項
  - (1) 子育て支援対策について
7. 議事の経過概要

別紙のとおり

## 審査の経過概要

## 産業厚生委員長（野畑直委員）

ただいまから産業厚生委員会を開催いたします。本日は12月12日に行いました所管事務調査での審査結果を踏まえて、子育て支援対策について生きがい対策課への調査を行いたいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。生きがい対策課の入室をお願いいたします。

（生きがい対策課 入室）

生きがい対策課にご出席いただきました。

本日は、12月12日に子育て支援センターへの視察の結果を踏まえて調査を行うものです。今後の調査の参考にできればと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、生きがい対策課長より、地域療育について説明をお願いします。

## 堂之下生きがい対策課長

本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。きょうは、私、生きがい対策課、堂之下とこじかを担当しております福祉系の四郎園の二人で出席いたしました。よろしくをお願いいたします。

それでは、事前にお配りいたしました資料に基づいて簡単に御説明いたします。

地域療育についてということでも簡単にまとめましたので、よろしく申し上げます。障がい児福祉についてですね、障がい者の福祉について、2011年に障害者基本法が成立いたしました。これは障がいのある人への政策理念と基本方針が定められたものであります。この中で障がい定義の中に社会モデルの考え方が取り入れられたというのが新しいことだというふうに思っています。障がいのある方ではなくて、社会のほうにそういった障壁があるんだという考え方が社会モデルということでもあります。ノーマライゼーションの社会実現のスタートだというふうに言われております。主な内容としましては、発達障がい正式に障がいと認められました。第2条の精神障がいの中に含まれております。

2番目、第3条ですけれども、地域における共生がこの法律のテーマとなっております。恩恵を受ける立場ではなく、その障がい者のその人の権利であるということであってあります。

それから3番目、身近な場所における療育ということ、地域療育の行政義務というのが第17条に入っております。法律に初めて療育という言葉が入ったということで評価をされております。地域の中でみんなが安心して暮らすためにということで、身近な場所で療育を行うということが入れられております。

それから4番目、本人の意思決定に配慮した相談支援を行うということが

23条のほうにうたわれております。こういったことで改正されております。

これまでの地域療育でございますけれども、1980年代、都市型の地域療育センターということで、重度の障がい児、肢体不自由児であったり、知的障がい児に対しての施設が全国で200カ所ぐらいでしたけども、できていたというふうに考えております。1990年代に市町村の療育システムということで、できるだけ身近なところでということで、地域療育等支援事業というのが開始されました。そこで医療、保健、福祉、教育の協働ということが言われたところでありまして、この時期に重度障がいに加えて発達障がいも含まれるようになったということと、幼児期の後半から幼児前半の子供たちも見れるようになったということになっております。対象は、この時期には出生数の2%から3%と言われておりました。この時期は医療モデルでありまして、障がいに焦点をあてた取り組みということで、専門家、医師であったり、作業療法士であったりという方がかかわった訓練が中心となった療育が行われていたわけでございます。

2000年代に入りまして、2004年、平成16年ですが、発達障がい者支援法が成立しました。翌年には、障害者自立支援法が成立いたしました。その翌年には、特別支援教育というふうに変ってきております。それまで阿久根では、なかよし学級とかと言われておりましたけども、それが、特別支援学級となって、通常教室に席をおきながら通級するという形がとられるようになったということでございます。2000年代に入ってから課題でありますけども、知的障がいがない自閉症、高機能自閉症といいますが、知的レベルは全然高いけれども、そういったコミュニケーションの障がいがあるという自閉症の子供たちがいるということ、それから、子供虐待という課題も出てまいりました。特に障がいのある子を持つ親が虐待をしてしまうという、やっぱり育てにくさがあるもので、そういった方がふえているという課題が出てきております。それから、高度難聴児、NICU児というのが、超未熟児で生まれたりして、このNICUに入っている子供ということになると思います。こういったことから、医療の進展によりまして、そういった子供たちの命が助かるようになったおかげで、そういった子供たちの療育という課題も出てきております。

それから、平成15年から支援員制度が始まりましたけども、それまでは措置制度だったものが契約制度へ転換されました。それまでは市町村が、あなたはこの施設に行きなさいという措置だったわけですけども、本人さんたちが施設を選べるという契約制度に転換したということでありまして。この時期、対象は、厚生労働省が言っているんですけども、乳児を含む全児童期における対象なんですけども、出生数の約10%はそういった障がいを抱えているんじゃないかというふうに言われております。

ここから医療モデルから発達モデルへの転換が図られてきております。子供、家族を主体として、子供、家族のペースで療育を行うということです。健康的な生活リズムを育成するために遊びを中心にして、そういった成長を助けていくという考えに変ってきております。

2ページ目をお開きください。2010年代になりまして、障がいの多様化と支援の超早期化ということで、特にゼロ歳児からの、やはり先ほど言い

ましたようなNICU児とかそういった超未熟児とかですね、障がいが早くわかって入退院を繰り返している子供さん、親御さんへの支援ということが必要となってきました。それから、障害者総合支援法、改正児童福祉法が成立いたしました。これで障がい児支援の強化がうたわれております。これが平成24年に改正されて、今みなし期間でありまして、平成27年度から本格施行ということになっております。新たな支援体制の整備ということで、児童発達支援と、改正児童福祉法の中に児童発達支援事業が盛り込まれたところでもあります。そして、医療的ケアの充実ということで、心臓疾患であったり、呼吸器疾患等、内部障がいのある子の療育というの、発達障がいはないけれども、そういった困難を抱えているということで、そういった子供たちの療育も必要ではないかというふうに言われてきております。

地域療育システム、発達支援システムとして、ここに図で示しましたけれども、地域で子供たちの発達と子育てを支える仕組みをつくっていききたいというふうに考えております。育ち合いと障がいの理解を深めながら、そして発達の理解をしながら、親子と行政と、また支援者との信頼関係を築きながら一緒になって子育てを支援していききたいというふうに考えているところです。

次に地域療育における10の機能ということで書かせていただきました。左側のほうが直接支援の部分、右側のほうが間接支援ということで見ていただければと思います。直接支援として、ネットワーク型支援、発達相談、女性相談というのがありますけれども、やはり、お母さんたちがいろんな悩みを抱えていらっしゃるということで、そういった母として、妻としてのいろんな悩みを抱えていらっしゃるということで、女性相談も必要かなというふうに思っております。それと母子通園ということで、または個別療育とありますけれども、親子の間に愛着関係を築いていただくことが、まず大事だというふうに思っております。やはり、子育ては親がするものでありますので、親子間の愛着関係を築くという意味で母子通園、親子通園を進めています。それと診断・治療というのがありますけど、なかなか診断まではいかなかったりもするんですが、診断のできる子については診断をしていただく。また、その結果をもって発達の見通しができるというふうに思っております。例えば、ダウン症児であれば、成長がすごくゆっくりです。通常の2倍くらいの速度だというふうに言われています。だから、そういうことが理解されると、この子は1歳で歩かないけれども、2歳になって歩いた。それはダウン症としての特徴なので、それは正常だよねというふうにお母さんも受け止められるということがありますので、そういった診断というの、必要かなというふうに思っております。次の段階で単独通園ということで、子供たちが子供同士で学び合うという単独通園になっていきます。7番目、統合保育・教育というのは、健常児とともに一緒に遊んで、学んでということを進めていければというふうに思っています。

間接支援としては、行政としてこういった発達支援のシステムを整えていくということが必要かと思っております。それと、支援者の研修とか、人材育成を行っていくということと、次に関係機関との補完関係というか、それぞれの持っている専門性をいかしていただいて、それぞれが補完し合って連携をしていききたいというふうに考えております。

発達的問題の発見時期ですけれども、新生児期というのが肢体不自由は見てわかりますので、すぐ障がいの（聴取不能）ができます。染色体異常というのがダウン症などの子供たちです。難聴児というのも新生児期で検査でわかりますので、こういった子供たちは医療と連携しながらフォローをしていきます。乳児期後期になって、乳児期後期から幼児期前期に自閉症スペクトラムと言われる子供たち、自閉症に係る発達障がいが見受けられるようになってきますので、それを乳幼児検診でできるだけ発見していきたいと思っています。幼児期中期から学童期にかけて注意欠如多動性障害、ADHDと言われるんですけど、じっと座ってられないとかという子供たちが見受けられるようになってきますので、そういう子供たちを発見していくと。学童期以降になりますと学習障害がわかってきます。精神障がいの疑いというのも発見されるようになっていくわけです。思春期以降になりますとアイデンティティ形成の問題ということで、自分がどうして人と違うことが認められないというか、そういった意味での発達障がいわかってくることがあります。

発達障がいというのは、知的障がいを除く、精神的な発達の障害を指しております。発達の少数派と言われますけど、特性は変化しながらも確実に残っていくので、障害の正しい理解をしていただいて、その子の特性というのをわかりながら、その子に接していくことが回りの支援者の大事な努めかなというふうに思っています。発達支援というのは、その子らしいユニークな育ちを支え、自己実現を図っていくことだというふうに考えています。ですから、乳児期、幼児期に見逃してしまって、思春期以降になって自分の自我が目覚めたときに、回りと自分が違うということに悩んでしまう子供たちも多くいるということもあります。

発達障がいについて簡単に説明をさせていただきました。

3枚目が、こども発達支援センターこじかのあゆみであります。平成3年に保健センターを会場にして、市の保健師、福祉担当者、保育士、みどりが丘保育園、めぐみ幼稚園、福祉施設の愛和園、桜ヶ丘荘、蓮の実園、市民病院の作業療法士、児童相談所等からの約20名のボランティアでこじか教室、これは母子を対象とした「こじか教室」を実施をしております。毎月持ち回り担当を2名決めて計画、打ち合わせをして教室を実施していたようであります。保健センターのほか、各地区の集会施設や青年の家などで場所を借りて実施をしていたということです。そのとき、給食ボランティアとしてボランティアグループの「六〇会<sup>むつわ</sup>」の方々が参加をされておりました。運営費として少し市の補助金が出ていたということです。徐々に保育士と保護者との連携ができてきて、保育園での障がい児の受け入れが始まってきました。その後、教育委員会も就学指導の関係からかわりを始めております。そういう教室が続いておりました、平成10年にみなみ保育園開設と同時に、それまで保育所機能を持っていた市内の児童館を本来の児童館として運営をするということになりまして、赤瀬川児童館で「こじか教室」を実施することになったわけです。そのときに社会福祉協議会に運営委託をしております。運営費は、児童館運営補助金として100万円程度、その当時は支出してい

るようでございます。

平成12年になりまして、障がい児通園事業「障がい児通園施設こじか」として、正式に療育施設として運営を開始しております。運営費はこのとき2市4町、阿久根、出水、野田、高尾野、長島、東の2市4町の負担金と補助金で運営をいたしておりました。そのとき、社会福祉法人向陽会、やまびこ療育センター、鹿児島市の皆与志にありますけど、やまびこ療育センターから定期的に専門職、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の派遣を、これは県の療育等支援事業を使って派遣をしていただいていたわけでございます。

平成15年に支援費制度が始まりました。このときに利用者負担が発生することになって、いろんな県内各地で運動が起こりまして、その後、子供に係る利用者負担については、無料化ということになったところでございます。

平成18年、障害者自立支援法が施行されました。阿久根市が事業主体となりまして、児童デイサービス事業ということで実施をいたしております。対象を未就学児童として、名称も「こども発達支援センターこじか」と変更しております。

平成24年に改正児童福祉法が一部施行されました。先ほども申し上げましたように27年度から本格施行の予定でございます。児童デイサービスが児童発達支援事業というふうにな称変更されて、それまでの障害者自立支援法から児童福祉法に位置づけられてということでございます。このときにこじかの委託先も選定をし直しまして、社会福祉法人青陵会に変更して現在に至っているところでございます。今のこじかの課題としましては、施設の老朽化と部屋数の不足、今いろんな形で療育を行っていますが、並行通園の子供たち、あるいはなかなかこじかにつながらないとか、こじかが今定員もいっぱいということで入れない方もいらっしゃるということもありまして、保育所等支援の必要性もあるんじゃないかと、支援員が保育所を巡回して支援する必要もあるんじゃないかというふうなことも考えております。そこで、児童発達支援センター化に向けて、もう1枚資料をお配りしたかと思っております。今回の法の改正によりまして、児童発達支援の中に児童発達支援センターと児童発達支援事業というのがあるわけですが、もう1枚このような紙があると思います。今、こじかの場合は、児童発達支援事業というこの事業所に位置づけられています。これをできれば上のほうの児童発達支援センターとして位置づけて、機能を横付けすると、地域支援というのがありますけども、保育所等訪問支援とか相談支援ができるようにするというふうなことで、もっともっと出水地域の療育の質が上がっていくんじゃないかというふうな考えています。この図の下のほうにありますけども、第1次の支援機関として身近な段階からの支援ということで児童発達支援事業所というのがあります。次の第2次支援機関として、児童発達支援センターというのがありますので、この児童発達支援事業を行いながら、もっと地域における支援ができていけたらいいなと思っております。このセンター化するには、施設整備が必要ですし、児童発達支援事業は施設の基準は定めてないんですけ

ど、センターになりますと施設基準がありまして、訓練室が一人2.47平米以上とか、調理室、医務室、相談室を備えなければならないというふうになっておりますので、そういった意味での施設整備が必要かなというふうに思っております。センターになりましたら、これまでの療育実践のノウハウをいかしまして、相談支援の強化、保育所等訪問支援の実施により、出水地区全体の療育の質の向上を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、私からの説明は以上で終わらせていただきます。

#### **産業厚生委員長（野畑直委員）**

課長の説明が終わりました。各委員から質疑はありませんか。

#### **松元薫久委員**

非常にわかりやすく御説明いただいて、大まかな内容がわかりました。3ページのこじかのあゆみというところとその前の2ページ目も御説明がありましたけども、いろいろ法律の改正もありながら形を整えていっている最中なんだろうということはよくわかりました。最後のほうのですね、今、支援事業、発達支援事業ということで、それを施設整備も条件の中に、基準の中にあるということで、児童発達支援センターのほうに移行していくというのは、だいたいどれくらいかかる、施設の整備がありますけども、それ以外にもいろいろな基準があるんでしょうか。

#### **堂之下生きがい対策課長**

主には施設の基準ができれば、後はスタッフを揃えていくということになっていくと思います。ただ、こじかのスタッフも育ってきておりますし、相談支援もできるように今研修も受けておりますので、そこのところは、療育スタッフをもう少しふやしていければというふうには考えておりますけども、とにかく、施設がないことにはどうしようもないということですので、それに向けて私たちもいろんな補助金等を探しているところでございます。

#### **松元薫久委員**

今現在、課題としてですね、現在の課題というところに保育所等支援の必要性というふうにかかれてますけども、今現在、いろいろと連携をとっているというふうには聞いております。現場の先生たちに聞いてもですね、ここ2年ぐらいすごく連携がとれてきたように実感されているみたいで、生きがい対策課がいろいろ頑張ってくれてるんだということは、現場にも届いてるんですけども、結局、先ほどの話しに戻りますけど、児童発達支援事業という枠の中では、今行っている保育所等への支援というのは十分ではないというふうになるんでしょうか。その児童発達支援センターの枠組みに入れば、地域支援という形で今よりも、何て言うんですかね、効果的な支援ができるというふうな考え方でいいんでしょうか。

#### **堂之下生きがい対策課長**

今、保育士と子育て支援センターと、そしてまた、こじかと連携しているいろんな保育所の訪問をしながら、いろんな保育園側、幼稚園側の相談を受けて、それに対応しているわけなんですけども、児童発達支援センターの行う保育所等支援事業につきましては、個別の、親御さんがその子に対して指導して

ほしいということに対しての個別給付になりますので、また違った意味での療育が深まっていくのかなというふうには思っております。

#### **松元薫久委員**

もう少しわかりやすく。どういうふうな個別のサポートになるんですか。

#### **堂之下生きがい対策課長**

集団の中でどうしてもなじめない子供たちというのはおりますので、そういった子たちの、集団生活に適応するためにどういった支援が必要かということで支援者が入っていきながら、その子に応じた支援をしていくと。それぞれ、一人一人個性があって違いますので、そここのところを一緒になってやっていくということになると思います。

#### **石澤正彰委員**

今、松元委員から話がありましたように、大まかなことは理解したんですが、3ページの現在の課題というところがありますよね。例えば先日、発達支援センターこじかを私たちは見させてもらって、もう老朽化していることはまるわかりですよね。この中で部屋数の不足というのをあげておられて、ちょっと私思ったんですが、通所したい、その待機されている児童というのが、子供さんていうのが現在おありになるのかなとちょっと思ったんでお聞きできますか。

#### **堂之下生きがい対策課長**

発達の程度に応じてグループ分けをしているんですけど、やはりそのグループになかなか入れないということはあるということです。例えば、その中程度のと言ったらおかしいですけど、それくらいの支援が必要な子供たちのグループがあるとすれば、そこが10人を超えてしまうと今のスタッフでは難しいので、親子教室のほうで待っててもらっているという、入れないわけじゃないけども本当はそのグループでの支援が必要なんだけれども、もうしばらく親子教室で待っててくださいという方もいらっしゃるということです。

#### **石澤正彰委員**

グループ分けていうのも初めて私わかりましたし、それとですね、要するに施設として、せっかくお越しいただいたわけですから、部屋数の不足とか実際あげておられるんですが、その他ですね、いろんな不足している事柄とかあればですね、この際、おっしゃっていただいたほうがいいのかと思うんです。こじかを担当されている方も来られてるわけですから、なぜ私がそういうふうにするかといいますとね、阿久根のこども発達支援センターこじかていうのは、よそのどの市より格段にいい施設があるんだと、そういったことはやっぱり充実していくことがですね、阿久根市の、大きく言えばですよ、人口の増加にもつながるかなと。子育ては阿久根でしたいというふうにはですね、つながっていくのかなと思いますので、ぜひきょうはですね、そういったことを皆さん我々産業厚生委員会のメンバーがおりますのでね、おっしゃっていただければいいかなと思います。

#### **堂之下生きがい対策課長**

とにかく施設が建てかえができれば、それが一番いいことだというふうに思っています。伊佐市のほうが日本一子育てのやさしいまちというのをうた

ってそういったセンターをつくっております。できればその伊佐市に負けな  
いくらいの施設をつくれればいいかなというふうに思って、私たちも去年は  
見学させてもらったところでございます。

[発言するものあり]

一応、それに向けて私たちも今、設計の準備に入っているところではありま  
す。

[「そうですか」と発言する者あり]

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

よろしいですか。

[石澤正彰委員「はい」と発言]

**濱崎國治委員**

私はこども発達支援センターこじかという名称に変更されたということで、  
事業じゃなくしてセンター化したのかなというふうに、ちょっと私も勘違い  
をしていた、認識不足だったというのは今わかりました。そこで先ほど委員  
のほうからもお尋ねがあったんですが、現在の課題ということで老朽化と部  
屋数の不足ということがありました。これは、いわゆるセンター化を目指し  
て今いるということでの答弁として捉えていいんですか。

**堂之下生きがい対策課長**

センター化はもちろんでありますけども、児童発達支援事業所としても今  
とにかく部屋が足りないという状況でありますので、もしセンターまではい  
かなくてもせめて部屋数の確保はしたいと。でも、できればセンターを目指  
したいというふうに思っております。

**濱崎國治委員**

当然ですね、何回も何回も増築あるいは改造はできないと思いますので、  
やるならですね、やはりセンター化を目指したほうが私はいいのではないか  
なというの、今のところは部屋数をふやすにしても改造ではですね、ちょ  
っと全体的な施設として果たして有効に機能するかなというのを考えている  
ものですから、ぜひですね、センター化を目指していただきたいというふう  
に思います。ということでですね、センター化を目指すとしても2市1町と  
の協議というのも大事になってくると思いますが、その辺は事務方としては  
協議されているんでしょうか。

**堂之下生きがい対策課長**

出水地区の障害者自立支援協議会というのが立ち上がっております。その  
中で話はさせていただいております。この平成24年に法律が変わりまして  
から、この児童発達支援事業所というのが出水地区にいくつかできてきてお  
ります。また今後できる予定というのもあります。そういった中でこじかが  
今まで培ってきたノウハウというものを出水地区全体に広げていきたいとい  
う思いもありますので、新しくできたところがなかなか経験不足というか、  
本当に療育というのがちゃんとできるのかというのがありますので、その  
ところの質の向上を一緒にしながら、阿久根としてはこういうのを目指すん  
だということはその中で話はいたしております。

**濱崎國治委員**

阿久根市だけではなくて、ほかの市についてもいろいろ検討されているこ

とをお聞きしまして、当然だなという気がいたします。そういう意味でもですね、先ほど定数がいっぱいであって、あるいは待機じゃないんでしょうけれども、定数がもっとあれば、そこに通園させたいという、通所させたいという方はいらっしゃるようなことですので、ぜひですね、センター化に向けて早急な計画をつくってですね、実施していただきたいというふうに思います。それから、もう一つ、2ページにですね、地域療育における10の機能ということで、(5)に診断・治療というのがあります。なかなか自分の子供を障がいがあるというのを認めるには抵抗があるということで、そういうことで障がいを早期発見できずに治療が遅れたということもあるように聞いておりますが、この診断・治療については、あくまでも希望者ということになるんでしょうか。それとも医師の診断で、この人は医師との相談とかいろいろのものがあって、これについてはぜひ診断くださいということで、市のほうから保護者の方にそういう呼びかけをするということはあるんですか。

#### **堂之下生きがい対策課長**

今の現状で言いますと、まずこういった障がいがあるんじゃないかという発見をして、こういったこじかの、親子教室でこじかにつないで支援をしていきます。その支援をしながらやはりこの子は何か何らかの障がいがあるんじゃないかということで、診断を、例えば、中央児童相談所とかに、県の療育センターもありますけれども、そういうところに話をして巡回相談を受けていただいたり、あるいは直接行っていただいて、診断を受けていただいたりということになっているのが現状です。なかなか診断を受けるまでには親御さんたちの受容がなかなかできないというのがありますので、そこは保健師のほうで何回も何回も説明し、話をしながら受けていただくと。いろんな子供たちが大きくなっていていろんなサービスを受けるときに、やはり、その障がいの診断をもってないと受けられないサービスというのがでてきますので、この幼児の場合は、グレーゾーンであっても療育を受けられるんですけど、やっぱり手帳を持っていることで受けられるサービスというのがありますので、そのこのところは、できることなら診断をしていただいて、そういった恩恵を受けていただくというか、サービスを受けていただきたいというふうに思っています。例えば養護学校に行くにしても、療育手帳がないと障がい者手帳がないと入れないということがございますので、やはりそういった意味で、その必要性というのには、お母さんたちに話をさせていただくと。診断がついてということで、そこでやっとお母さんたちも受容できて、向き合うことができる。その障がいについて向き合うことができる。その障がい、特性がわかっていただいて、この子にはこういったことでかかわっていかないといけないんだということがだんだんわかっていただける見通しがつくという意味では、診断で大事かなというふうに思っています。

#### **濱崎國治委員**

どうしても自分の子供はそうじゃないということで、診断をためらう方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、強制的にはできないということで、あるんでしょうけれども、その場合にですね、診断を受けられない、行政として明らかに障がいがあるのになという方のサポート体制というのには何かあるのでしょうか。

## 堂之下生きがい対策課長

やはり、保健師が中心となって、お母さんの相談を受けて、保護者の相談を受けながら、また就学になりましたら、うちの子育支援センターもですし、教育委員会と連携をとりながら、その子を見ていくと。また、就学指導員会になりますと、またいろんな関係機関が入ってきますので、その中でやはりこの子はどうかというところでまたお母さんたちに説得をしていくと。いろんな立場から相談を受けながら支援を考えていくというふうに今連携を図っているところであります。

〔「ありがとうございます」と発言する者あり〕

## 石澤正彰委員

今、委員の関連になるんですが、要するに保護者としてね、自分の子供のそういうちょっとした障がいをね、認めたくない。うちの子は違うというような考えの方もおいでになると思うんですね。今課長の説明では、保健師が御家庭を訪問してケアしてということをお話しされましたけど、啓蒙していくというのは、それしかないわけですかね、今のところは。

## 堂之下生きがい対策課長

支援者、（聴取不能）にかかわる支援者が、それぞれがそういった意識をもっていけばいいのかなというふうに思っていますので、そういった保育園、幼稚園も含めてですね、そういったところの研修もしていきたいと思っています。一つ事例を挙げさせていただきますけども、今こじかに通っている2歳何カ月かの子供ですけれども、この子も6カ月の育児相談のときに保健師のほうから発達がどうかということで親子教室に誘いまして、保健センターでの親子教室にきていただいて、こじかに見学に行っていたと。11カ月のときにこじかを1回見学させていただいて、御両親に面談をしてこじかを進めたということなんですけど、そのときはその御両親は、どうしても不安というか療育を進められてショックだったということでちょっと落ち込まれたんですけども、そのときに子育支援センターの親子教室にも通ってらっしゃったので、そのときは子育支援センターの保育士がお母さんの相談に乗って、いろんな話をしながら何とかお母さんの気持ちが上向きになってきて、こじかにつながって、現在はこじかで通園をしているという子供もおります。

もう一人は、小学生なんですけども、よそからの転入者だったんですが、幼稚園、保育園に行ってなくて、5歳になってちょっとどうかということ、いろんな保健師だったり教育委員会であったり、いろいろかかわって、年長児になってもまだ紙おむつをしているという子供でしたので、いろんなかかわりをもちました。その中で保育園にもなかなか親の都合で連れて行かないということがありましたので、こじかだったらどうかということ、こじかに、本当に数カ月間でしたけども、小学校に入る前の数カ月間入らして、トイレのトレーニングとかしたところでした。小学校に入りまして最初は頑張って学校に行ってたんですけども、やはりついていけないとか、不登校になってきました。何回となく生きがい対策課と教育委員会と、またこじかも入っていただいて、ケース会議をしております。3学期になってやっと今、3学期は毎日学校に行けるようになったということですが

ども、やはり、通常学級では難しいかなというところで、学校とまた話し合いを進めているところでもあります。こういった形でいろんな機関が支援をお互いに問題を共有して、支援をしていくというふうになんて今なっているのかなというふうに考えております。

#### 濱崎國治委員

行政としても施設整備の考えというのもおありのようですのでお伺いしますが、センター化した場合、センターにするための施設整備をした場合の国、県の補助率とかですね、そういうのがわかっとなら教えてください。

#### 堂之下生きがい対策課長

センター化にあたっての補助金がないということで、直接的な補助金はないんです。それで、いろいろ県と相談いたしまして、鹿児島県の県産の木材を使って建物を建てれば、建物について2分の1の補助があるということで、振興局から進めていただきまして、その申請をしようかなというふうに考えております。

#### 濱崎國治委員

補助金がないということで、ちょっと意外だなという思いがしたんですが、これは市が設置するからとか、あるいは社会福祉法人が設置するからとか、その違いじゃなくて、このセンター自体の整備に補助金がないということで理解してよろしいんですか。

#### 堂之下生きがい対策課長

社会福祉法人については補助金がありますが、それも枠が決まっています、全部が全部認められていないという状況であります。特に地方公共団体がする分については、補助金が出ないということでございます。

#### 濱崎國治委員

保育行政も確か、民間でしたほうが良いということで、阿久根市もそういう方向であるんですが、そしたら、社会福祉法人なりのいわゆる民間が整備して運営することになれば、ある一定の助成があるということで再確認してよろしいですか。

#### 堂之下生きがい対策課長

はい、そうでございます。

#### 鳥飼光明委員

私は2点ほどね、基本的に聞きますけども、今問題になっているこじかの施設の問題、しかし、2市1町で対象者がですね、どのくらいいるのか。入ろうとする対象者がですね。そいで阿久根市がまた何人いるのか。それによって今後の建てかえの大きさとかいろいろ変わってくると思うんです。この前施設を見たんですが、もうあしたを待たないような非常に老朽化しております。そういう状況の中で、今後いろいろ検討されると思うんで、この人数を聞くんですが、今幾らおりますか。

#### 堂之下生きがい対策課長

今現在登録している人数が、阿久根が25人、出水が13人、長島が3人の計41人が今こじかに登録しております。ただ先ほど申し上げましたように、子供たちの10%はそういう疑いがあるということで言われております。だから、潜在的にいるというふうに考えております。伊佐市においても10

0人を超える子供たちがセンターに通ってきておりますので、出水のほうに事業所がいくつかできる予定でありますので、出水が向こうでできるとしても、阿久根の子供たちが1年間に130人前後生まれております。年間13人対象児がいるとして、未就学児で約70人くらいはいるのじゃないかというふうに考えておりますので、それに見合うというか、定員としては今の40人ぐらいの施設になるのかなとは思いますが、できればそういった子供たちを全部拾い上げられるような施設ができたらいかなというふうには思っております。

#### **鳥飼光明委員**

今ね、聞きますと、非常に施設が狭いことは間違いないですね。そうしますと、私の考えですけども今の敷地にですね、妥当なのか、今の敷地が。非常に狭いんですね。子供というのは、外で遊ぶのが非常に基本ですので、のびのびと。施設を広いところにそういう施設をつくと、まだまだですね、入所者はですね、おると思うんですね。そういう解消するためにも、もうちょっと広いところにですね、施設を（聴取不能）にさせていただきたいと、私はこう思ってるんですが。課長は今の敷地、そいかどっかよその敷地を、まして、探してつくるとかそういう考えはあるんですか。

#### **堂之下生きがい対策課長**

土地から求めますと、やはりそれなりのまたお金がかかってくるということもありますので、また今の場所がすごく海にも、いろんな田畑にも近いということもあります。静かな環境であるということでも今の場所がいいんじゃないかなというふうに思っております。伊佐市のセンターの敷地と比べましても、ほぼ同じというか、うちのほうが少し広いぐらいの敷地面積でありましたので、伊佐市と同じぐらいの規模の施設は建てられるのかなというふうには考えたところがございます。

#### **鳥飼光明委員**

私は長い目で見るとね、それはお金は当然必要です。予算を組んでこれ以上はできない、あるけれども。やっぱり、そういう障がいの子供ほどですね、やっぱり広々したい施設でなければね、健常者はあんまり気づかないんですね。障がい者は特にそういう施設を考えるならば、今の環境がいいことはわかってます。しかし、敷地を見ますと非常に狭い。のびのびとそのグラウンドもないと。そういうことを考えるとですね、私は検討する必要があると思っております。今のところにね、あと30年、40年先を見越したらね、私はちょっと、その場所はいいんだけど、敷地の広さが問題があるんじゃないかと思うので、そういうのをまた検討していただきたいと思っております。以上。

#### **大田重男委員**

重複する可能性がありますけども、私も子育て自体、全くやらなかったような人間なんです。でも、こうやって勉強しましてですね、発達的問題の発見時期ということで、母子検診ですか、そこで新生児期にわかると。このわかったときですね、例えば、そういう親御さんに対してですね、どういったふうな接触をされるんですかね。例えば、こういった結果が出ましたと。だから、それはすべてその親御さんのほうには報告して指導か何か（聴取不

能) 相談とか何かされると言うんですけど、そのときは親としてのですね、親が本当に皆さんが相談に乗ってくれようとしているときに、親御さんのほうが積極的に相談してるのかどうか、ちょっと聞きたいんですけど。私は、ちょっとある人がですね、全くそういったふうに、行政のほうからそういった相談を指導に来たときに断ったという話も聞いたんですよ。だから、そういった親御さんいますか。

#### **堂之下生きがい対策課長**

中にはいらっしゃるようであります。なかなか昔はこれでも大丈夫だったとか、もう少ししたらよくなるんだと思うとか、やはり自分の子供がそうだとすることを認めたくないという方はいらっしゃいますので、そこは地道に保健師のほうで訪問をしながら見ていくというか、また、次の研修のときに、また、やはりここがこうですよということでも話をしていくしかないのかなというふうには思っています。

#### **大田重男委員**

それともう一つですね、施設の問題で出ていますけど、私もこの前見てですね、ああいうハード的な面ですね、非常に果たしてこれで本当に行政がですね、支援しなくてはいけない子供たちなんですよ、だから、ああいったハード面で設備とか中の設備も非常に悪かったような気がするんです。だから、その中でまた、今度は働く人というのが、果たしてああいうものをですね、モチベーションが上がるのかなと、非常にあのとき疑問に思いました。だから、今皆さんから話を聞いてですね、これは早急にですね、やるべき問題じゃないかなと思ってるんです。だから、いろんなソフトの面とかありますけど、私はハードの面をですね、やっていかないとその施設、私は伸びないと思うんですよ。だから、どうしてもあそこをこじかをですね、皆さんも要望してますけど何とか早急にですね、改善してもらいたい。そういう要望もまた出してもらいたい。議会のほうでは、やっぱりそれは出す必要があるんじゃないかなろうかと思っています。以上です。

#### **堂之下生きがい対策課長**

大変ありがたい御意見いただきましてありがとうございます。本当に今のこじかのスタッフのただ熱意だけで今保っているのかなというふうには私たちも考えているところです。できるだけ、子供たちのために、やっぱり子供にお金にかけるといのは、先行投資だと思ってますので、やっぱりこういった見逃された子供たちがやっぱり中学生、高校生になって、やっぱりいろんな問題を起こすという事例がありますので、やはり、そのところは、やっぱり早い段階からこういった支援をしていければというふうに考えておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### **産業厚生委員長（野畑直委員）**

ほかに。

#### **中面幸人委員**

この現在の課題としてですね、施設の老朽化、部屋数の不足ということで自分たちも見て十分理解をして、早急な対策が必要かなというふうに理解をしたわけなんですけれども、先ほどの課長の説明の中でですね、例えば、出水のほうで新しく何かそういうつくるような、状況があるという中でですね、

今まで例えば、2市1町で今現在のこじかを運営してそこを利用しているわけで、先ほど対象者もお聞きしましたが、そうしたときに例えば、新しく施設をつくる場合に補助金はないんだと。地方公共団体がつくるには出ないという中で、例えば、民間がやれば、何らかの形で補助金が出るというような、（聴取不能）の中です、例えば、それぞれの各市町村には対象者がいるわけなんですけれども、これももう少し2市1町です、行政のほうで統一した考え方とか、例えば、私が言うのは、例えば、出水は出水で、例えば、地方公共団体でつくるのか、民間がつくるのかわかりませんが、そういうところの連携というのは、もう少し図れないのか。そういう中で、ある程度、方向を決めてからそういう施設を整備するのが、ほんとに早く急がないと、一応わかりますけれども、そういう面の2市1町の行政との横の連携というのは、取れないものかですね、お聞きしたいんですが。

#### 堂之下生きがい対策課長

児童発達支援事業所というのが、各法人であったりNPOであったりが、今法律が変わりまして、県に申請してできてきているというのが状況です。利用者の皆さんは、それぞれの事業所を見て、それぞれが利用者が判断して選ぶということになってまいりますので、今も出水のほうにもひだまりといって、出水市が委託している事業所がございます。それでもやはり出水からこじかを選んで来てくださるというのは、やっぱりこじかの療育がやっぱり認められているんだというふうに考えておりますので、そういった意味では、このこじかがもっている今までの蓄積された療育のノウハウというのを、ほかの事業所にも伝えていける役目もあるのかなというふうに思っているところです。ただ、2市1町でというか自立支援協議会の中で児童部会もありまして、その中でそれぞれの話し合いはしておりますので、民間の事業所がこれから、今はどんどんできてきていますけれども淘汰されている可能性もあるということも考えておりますし、センター化に向けては、阿久根市としてはこういう考えだということは申し上げているところであります。

#### 中面幸人委員

当然、今の施設の老朽化を見たときですね、早急に改善をしなければならぬわけですが、そうしたときにですね、今回それで計画は考えているとは思いますが、それであれば、現在は地方公共団体の中でこじかを整備していくという形で思っているということによろしいですかね。

#### 堂之下生きがい対策課長

やはり、中立的な立場でいろんな保育園、幼稚園、そしてまたいろいろな各児童発達支援事業所と連携をとっていくためには、やはり公営であったほうがいいのかというふうには私たちは考えているところです。どこかの法人というか、どこかの幼稚園が、例えば、センターをつくったとしても、そのほかの保育園、幼稚園とはなかなか連携を取りにくいんじゃないかというふうに思っています。そういった先ほど言いましたような支援機関として公的な立場で中立的にセンターを持っていたほうが、この地区のためにはいいのではないかとということで話をさせていただいているところでございます。

#### 中面幸人委員

わかりました。課長の考え方ですね、そういうことで理解いたします。

### 鳥飼光明委員

今、こじかを委託されてますね、この青陵会ですか。ここは（聴取不能）採算はどうなんですか。合ってるんですか。赤字はないと思うけど、状況はどうですか。経営の状況は、今ここだけの、こじかだけの経営の関係は。

### 堂之下生きがい対策課長

ほとんど人件費ということで、委託料を支払っておりますし、歳入については阿久根市に入ってまいりますので、委託料の範囲内で運営をしていただいているということで、介護給付費で入ってくる分とこちらの委託費との差がどうかということ、やっぱり一般財源の持ち出しがあるということではあります。

### 鳥飼光明委員

ちょっと聞いたらね。ちょっといろいろ大変だということをやっと聞いたものでね、なかなか表面には出さんとでしようけども、中身はなかなか大変だということをやっと聞いたので、ちょっと聞いたんですが、このくらいの補助金を出して経営が大丈夫かなと思ったのでね、聞いたんですが。結構です。

### 竹原恵美委員

人口がこれから減少していくことは見込めてるんですけど、さっき40年50年使うときに、利用者の子供たちの人口をどんなふうに見込んで現在とどんなふうに見込んでらっしゃいますか。

### 堂之下生きがい対策課長

当然、人口は減少してまいりますので、減っていくとは思いますが、ただ急激に減ることには思っておりません。推計人口で言いますとかなり10年すれば、未就学児が100人ぐらいは減るのかなというふうには思っております。保育園の問題でそういった推計人口は出しておりますけども、ただ急激に減ることにはないし、まだ支援が必要な子供たちがまだまだいるということを見ると、しばらくは必要ではないかというふうには思っております。

### 竹原恵美委員

伊佐市でいうのは、人口が阿久根市から5,000ぐらいプラスしたらいいぐらいですごく差はないんですが、うちはこじかに41人、それが向こうは100人なので何が差があるんでしょう。

### 堂之下生きがい対策課長

とにかく伊佐市は先進的な取り組みをしておりまして。保健師が中心となって、そしてまた、保育園、幼稚園との連携もかなり早くから取れてきています。やはり、本当に療育については鹿児島県で先進地だというふうに思っています。また市長さんはじめ、いろんな市の幹部の方も含めたところで、最初から療育の委員会を立ち上げられて、本当に子供たちにとって療育は必要だという認識が早くから皆さんで共有されてたということがあったのかなというふうには思っております。そういったシステムというか、今阿久根市も何とかシステム化してきてますけども、この療育につながるまでのシステム化というのが、すごく早くからされていたんだというふうに考えております。

### 竹原恵美委員

その回りの市から阿久根みたいに2市1町が加わることでふえた人口ではなくて、その市だけで掘り起こしが、阿久根と違うのは掘り起こしの数が違うというふうに認識したらいいですか。

**堂之下生きがい対策課長**

もともと大口市でされていて、そこに菱刈町が合併したわけですけども、大口、菱刈合わせたところでそれだけの子供たちがいるということですね。

**竹原恵美委員**

これから施設をつくっていくときに、まず定員はもう随分話は幾らか進んでいらっしゃるようなんですが、定員を幾らに見込んでいるのか。そのときの考え方で2市1町でいろんな施設ができたり、民間はなくなるかもしれないけれども、その中である程度マスを共有しながら施設の規模を、定員規模を考えていくのか、そこを二つ教えてください。

**堂之下生きがい対策課長**

定員については、また出水市とも調整が必要かというふうには思っていますけども。登録の子供たちが、例えば60人としても実際毎日通う子供たちが何人いるのかというところは変わってきますので、だから、登録の定員と1日当たりの利用人員との関係というのを今からまた精査していかないといけないかなというふうには思っております。

**竹原恵美委員**

設計の準備が進んでいるということなので、今は人数は幾ら設定を考えていらっしゃるのでしょうか。

**堂之下生きがい対策課長**

施設の大きさとして伊佐市を習ってということなので今考えているところで、定員まではまだはっきりと決めておりません。

**竹原恵美委員**

施設の建物の大きさ、外見でいう大きさであって、では伊佐市は何人収容としてつくられたものですか。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

休憩に入ります。

（休憩 11：58 ～ 11：08）

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

**堂之下生きがい対策課長**

伊佐市の発達支援センターの定員ということでしたけども、1日当たり50名ということで決めてあるようでございます。だから、登録は100名以上いるけれども、1日に来る子供の定員を50名というふうに決めてあるようでございます。

〔竹原恵美委員「わかりました」と発言〕

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

**大田重男委員**

今、こじかの保育士は何名ですかね。

### 堂之下生きがい対策課長

園長を除くスタッフが6名、調理師が1名であります。

### 大田重男委員

例えばですね、定員が何名ですよということで、保育士が例えば、この児童何名に対して保育士が一人とか、そういう何か規制がありますか。

### 堂之下生きがい対策課長

特にないんですが、目安として5人に一人というふうに聞いております。

[大田重男委員「わかりました」と発言]

### 石澤正彰委員

課長、先ほど濱崎委員からも補助金がない、補助金の話がありましたよね、建てかえとか、そういうことの場合に。課長もよく勉強されていると思うんですけど、例えば、子供たちの施設と何か複合した施設をつくるというようなことですね、補助金が広がるとか、枠が広がるとか、そういったことはないのかなとちょっと思ったんで、全国にそういう例があるのかないのか。ちょっとお聞きしたいなと思いました。どうですかね。

### 堂之下生きがい対策課長

療育に関してそういう施設があるというのは、私も聞いたことがないのでわかりません。申しわけありません。複合施設ということについて、自分たちもこじかとの複合施設ということについては考えたことがなかったので、今の質問にはお答えできないところです。

### 石澤正彰委員

さっき鳥飼委員があそこの敷地が狭いんじゃないかという話があったりしたんですけどね、阿久根高校跡地とかそういったものが今のところはそこそこ長年に渡っていかされないままになってきているということもありますよね。そういったその複合施設を兼ね備えたものができるのであれば、阿久根高校跡地を利用するというのもいいのかなと。県から払い下げが可能であればですね、ちょっと思ったものですから。以上です。

### 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

### 松元薫久委員

先ほど、こじかに登録している阿久根の子供の数が25名ということだったんですけど、並行してほかの保育園、幼稚園に通っている子がいると思うんですが、それぞれの園に何名ずつ散らばっているのか教えてください。

[複数人発言する者あり]

散らばっている、適当じゃないですかね。

### 堂之下生きがい対策課長

並行通園の子供が15名おります。その中で、めぐみ幼稚園が4名、蓮華保育園が3名、折多保育園が1名、文旦保育園が2名、みなみ保育園が2名、みどりが丘保育園が2名、阿光保育園が1名の15名でございます。

### 松元薫久委員

今の数字は、それはそれとしてわかったんですが、結局先ほど課長のお話では未就学児で70名と言われましたかね、ほどいるだろうと。やはり、それからしてもですね、こじかに阿久根の子供たちで登録している子が25名、

結局想定される人数からするとかなりの数が療育を受けていないということになるんですけども、先ほど保健師さんたちが中心になって訪問でいろいろな相談をしたり、相談を受けたり、持ちかけたりしているということなんです。伊佐市のね、例をお話しされて、確かに先進地だということはよく聞くんですが、逆を返すとですね、子育て中のお母さんたちで結構びくびくしているというふうな話しも逆に聞いたことがあるんですね。ものすごく積極的に療育を進めてくるがためにですね、伊佐市のお母さんたちの中には、ちょっと引き気味な人も中にはいらっしゃるというふうに聞いたこともあります。それはそれとして、もう一度話は戻すんですが、結局並行して15名の子供たちがこじかとそれぞれの保育園、幼稚園で通園しているわけなんですけれども、最初にも言いましたけれども、保育所との支援の必要性ということで現場のですね、幼稚園教諭、保育士の若い先生たちは、こういった発達障害の勉強も学校ではされてくるとは思うんですけども、やっぱり保健師さんとかその専門的な先生たちとすれば知識も対応もわからない部分があるんですよ、そのこじかに通ってもらいたいなど、療育をちゃんとプログラムを受けてほしいという子供たちもですね、それぞれの園で普通の保育士とか幼稚園教諭が見るとなると、なかなか手がかかる、クラスを一人か二人で見ないといけないのに一人の子に徹底的についとかなないといけない先生が出てきたりしますよね。今後やっぱり考え方としては、行政がそういった、療育を受けてほしいという話は持ちかけているけども、こじかのような施設には通ってくれずにほかの保育園、幼稚園に通っている場合にですね、子供の数と比例して何か各園にですね、何か支援ができないものかなというふうに考えてるんですけども、こういった考え方はどう思われますか。

#### **堂之下生きがい対策課長**

また特別保育事業の中でそういった障がい児保育に取り組んでくださっている、それも障がいの程度によるんですけども、その見極めが必要かと思いますが、その保育士の加配ができる制度があります。障がい児保育については。その分については、加配に対して市のほうから補助金を出すということもありますので、それによって取り組んでいただいているというふうに考えております。また、いろんな形で、今から保健師も保育園等を訪問しながらということも考えておりますし、こじかでも今までも公開療育という形で、今度19日、皆さんにも見ていただきますけども、そこに保育園の先生方にも来ていただいて、こういった療育をしているのかというのを見ていただいて、何のためにこの療育をするのか、この目的は何かというところまで、そこで実際見ていただいて勉強していただく機会をつくっておりますので、そういった機会をこれからもふやしていく必要があるのかなというふうには思っております。

#### **松元薫久委員**

その特別保育事業ということで、補助金が出るというのは、療育手帳をもっている子供に対しての補助ということになるんですかね。

#### **堂之下生きがい対策課長**

必ずしも療育手帳を持っているということではないんですけども、ある程度そういうふうな、児童相談所の巡回相談を受けて、それくらいの程度だと

いうふうに、手帳はないけれどもそういう判断があった子供であるとか、手帳を持っていけばそれは必ずつきますけども、そのところはある程度保健師であったり、児童相談所の判定をもらって障がい児と認定をするということになります。

[松元薫久委員「わかりました」と発言]

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、以上で生きがい対策課への質疑を終了いたします。

(生きがい対策課 退室)

以上で所管課への調査は終了しました。ここで、子育て支援対策について皆さんの御意見があれば伺いたいと思います。

**松元薫久委員**

所管課のですね、話を聞くことができ、ある程度の阿久根市の実態と今後の課題というのが見えてきたと思います。議会の仕事として、施設整備というのも一つ非常に大事なものになってくるのは、センター化に向けて一つの基準ということでしたから、当然施設整備は大切なことだと思います。ただですね、ソフト面も充実させないと現場で仕事をしているこじかの先生たちもそうですし、各幼稚園、保育園の先生たち、最終的には何より発達障害のこどもの将来的な問題に対してもですね、大事になってくるので、療育の中身についてももう少し踏み込んだ調査をしたいなと思うんですけども。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

以上ですか。

[「はい」と発言する者あり]

ほかにありませんか。

**竹原恵美委員**

今、伊佐市を、言えばそっくりそのままなぞらえて計画のほうを見習っているところというふうに聞いたので、伊佐市を見てみたいと思いますが、いかがでしょうか。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

今の最後の語尾がちょっとわからなかったんですが。大きな声で。

**竹原恵美委員**

伊佐市を視察に行くというのはいかがでしょう。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

わかりました。今、竹原委員のほうからですね、新しくということで動きの中で伊佐市の実際のセンターの視察をしたらどうかということがありましたけれども、皆さんのこれについて御意見を伺いたいと思いますが。

**石澤正彰委員**

松元委員からソフトの面も意見がありました。全くそのとおりだと私も思います。そして、今、竹原委員からですね、伊佐の例がでてきてますので、私も視察さしてもらうことに賛成をいたします。

**産業厚生委員長（野畑直委員）**

ほかにありませんか。

## 松元薫久委員

大迫より子先生に来ていただくという日程は決まっているんですよ。19日ですよ。まず、伊佐市の視察は当然近いですし、すぐ行けると思うんですが、大迫先生に対する中身を初めに語ったほうがいいんじゃないかなと思いますけども。

## 産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに意見はありませんか。今、松元委員の意見としては、2月19日が大迫先生の話聞く、こじかに行って、また療育の状況を見てということなので、それ以降だったら伊佐市の視察もまた行ったほうがいいという意見でよろしいですか。

[松元薫久委員「はい」と発言]

## 濱崎國治委員

19日午前中ですかね、そしたら午後からでもいいんじゃないですかね。どっちみち伊佐市は1時間ちょっとぐらいで行ける距離です。

## 産業厚生委員長（野畑直委員）

今あの、19日の日程についてですが、ちょっと休憩に入ります。

(休憩 11:26 ~ 11:29)

## 産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ほかに意見はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

それでは、伊佐市の視察の話が出ましたけれども、次の委員会の予定として2月19日の午前中にこども発達支援センターこじかの視察を行うようになってまして、その午後に伊佐市のほうに行ったらどうかという意見が出ましたけれども、これについては伊佐市の都合等もありますので、委員会としてはそういうふうな方向で調整はしてみたいと思いますので、その後の経過についてはまた皆さん方にはお知らせいたしたいと思います。それでよろしいですか。

[「異議なし」と発言する者あり]

それでは、きょうの委員会の結論ですけど、とにかくこども発達支援センターこじかは、老朽会して古いから、皆さん方の考え方としても早く建てかえ等が必要ではないかということが一致した意見だと思います。それから、松元委員のほうからも療育の中身の調査について、もう少しやりたいということ。そして先ほども言いましたように伊佐市の視察ということも含めて、次回、2月19日、また、こども発達支援センターこじかに行って、委員会もありますので今後のことは、2月19日の視察を終えてから話をさせてもらいたいと思いますけど、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と発言する者あり]

わかりました。それでは、そのように伊佐市の視察については、また後日連絡をいたしたいと思います。

その他ですが、各委員から何かありませんか。

[発言するものあり]

ないようですので、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散会 11 : 32)

産業厚生委員会委員長